

総務建設常任委員会

令和3年12月13日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和3年12月13日(月) 午前9時30分 開会
午前10時55分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 梨本 洪 珪 |
| 副委員長 | 松林 謙 司 |
| 委員 | 西川 善 浩 |
| 〃 | 横井 晶 行 |
| 〃 | 吉村 始 |
| 〃 | 川村 優 子 |
| 〃 | 増田 順 弘 |
| 〃 | 下村 正 樹 |

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

| | |
|-----|--------|
| 議 員 | 坂本 剛 司 |
| 〃 | 杉本 訓 規 |
| 〃 | 奥本 佳 史 |
| 〃 | 谷原 一 安 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------|---------|
| 市 長 | 阿古 和 彦 |
| 副市長 | 溝尾 彰 人 |
| 企画部長 | 吉川 正 人 |
| 企画政策課長 | 高垣 倫 浩 |
| 〃 補佐 | 西川 雅 大 |
| 総務部長 | 吉村 雅 央 |
| 総務部理事 | 米田 匡 勝 |
| 管財課長 | 倉田 主 税 |
| 〃 補佐 | 瀧川 沙恵子 |
| こども未来創造部長 | 井上 理 恵 |
| こども未来創造部理事 | 板橋 行 則 |
| 子育て福祉課長 | 吉村 浩 尚 |
| 学校教育課長 | 勝 眞 由 美 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 岩 永 睦 治 |
| 書 記 | 吉 田 賢 二 |
| 〃 | 高 松 和 弘 |
| 〃 | 福 原 有 美 |

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第62号 葛城市入札監視委員会条例を制定することについて

議第63号 葛城市行政組織条例の一部を改正することについて

開 会 午前9時30分

梨本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。先日の本会議、一般質問に続きまして、いよいよ今週から委員会が始まります。ある協議会において議員の方がおっしゃっておられましたように、この委員会におきましてもインターネット中継がされております。内容を見ている方にもしっかりと伝えていただくということを意識して、答弁、そして質問のほうを重ねていただきますように、この場をお借りしてお願い申し上げます。

円滑な議事進行を努めてまいりますので、どうかご協力のほどよろしく願いいたします。それでは座って始めさせていただきます。

委員外議員の出席を紹介いたします。谷原議員、坂本議員、奥本議員、杉本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりにさせていただきます。

初めに、議第62号、葛城市入札監視委員会条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第62号、葛城市入札監視委員会条例を制定することにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、この法律の趣旨を踏まえまして、市が発注した建設工事、委託業務、それから物品の購入等の入札及び契約手続について、透明性の確保と公正な競争の促進を図るため、第三者機関である本委員会を設置することに関して必要な事項を定めるものでございます。

この条例制定に至りました背景でございますが、先ほども法律名を申し上げましたが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、こちらにおきまして適正化指針というものを定めるということが規定をされております。国で適正化指針を策定されまして、その中に公共工事の入札、それから契約の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうに規定をされておるところでございます。そういったことから、その適正化法ですとか指針において、第三者の意見を適切に反映する方策を構ずるようということが明記をされ、第三者機関である入札監視委員会を設置するといったことになってご

ざいます。

この入札監視委員会の目的でございますけれども、先ほどからも申し上げておりますように、市が発注した建設工事、委託業務、それから物品の購入等に係る入札及び契約手続きにつきまして、透明性の確保と公正な競争の促進を図るということでございます。内容につきましては後ほど管財課長のほうから説明をいたしますが、おおむね半期ごとに入札契約案件を入札監視委員会に報告いたしまして、そこから抽出をされた案件の審議をしていただくと、それからそういった意見がいろいろ出ると思われますが、その意見を適切に反映するということが目的といたしております。

なお、この委員会設置後の効果でございますけれども、入札及び契約の過程、それから契約内容の情報のほか、委員会での審議の議事概要、こういったものを公表することによりまして、より透明性の確保を図るということ、それから委員会から入札制度、業者選定方法の適正な運用等につきましてご意見をいただくことによりまして、入札方式ですとか業者選定方法の入札契約制度の改善を図るというきっかけになればということで制定をするものでございます。

それでは、条例本体の説明に移らせていただきます。

今、冒頭で申し上げましたその設置目的なるものを第1条で規定しております。それから、第2条におきましては、委員会の所掌事務を列記しておるところでございます。まず1点目が入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けると。それから2つ目といたしましてその報告の中から委員が抽出された一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯、それから指名競争入札に係ります指名の理由、それから経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等について審議を行うこと。それから3つ目が入札及び契約手続きに関する再苦情処理を行うこと。それから4つ目でございますが、これらの事項に関し市長に意見を述べることというふうに定めておるところでございます。第3条におきましては、委員の委嘱要件、人数、任期を規定しております。第4条では、委員会に委員長を置くと。第5条では、会議の議長、開催要件、利害関係のある委員は議事に加わることができない旨の規定をしておるところでございます。それから第6条では、会議に委員以外の者の出席を求め、意見聴取、資料の提出を求めることができるという規定を、第7条では、委員の守秘義務を、第8条では委員会の運営に関し必要な事項を規則で定める委任規定を置くものとなっております。最後に附則でございますが、第1項で施行期日を公布の日からと定め、第2項で委員の報酬額の日額でございますが、1万2,000円というふうに規定をさせていただいております。

なお、本日、別途資料を付けさせていただいております。この資料につきましては、条例を受けましてその規定の詳細を規則で定めることとなりますが、その規則の概要を簡単にまとめたものとなっております。この資料につきましては管財課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

梨本委員長 倉田管財課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料に基づきまして、入札監視委員会の概要について説明させていただきます。

まず1ページ目をご覧ください。まず最初に、定例会議でございます。①の会議の内容でございますが、入札及び契約の手の運用状況について委員に報告をいたします。案件につきましては委員のほうで抽出をしていただきまして、入札監視理由、もしくは経緯について審議を行っていただきます。審議した内容を市長に意見を述べるということになっております。②の報告案件でございます。下の四角で囲まれた葛城市工事等請負業者選定要綱第8条に係るものを全て対象といたします。③、開催の時期でございますが、1月に前年の4月から9月に契約したものを上半期として、7月には10月から3月までに契約した案件を下半期分として審議していただきます。④、委員への提出書類でございますが、総括表、入札契約方式別発注工事等一覧表、それから指名停止等の運用状況一覧表、その他委員会が必要と認める資料となっております。⑤、事案の抽出及び報告でございます。事案は委員が抽出を行います。一般競争入札、指名競争入札、随意契約からそれぞれ1件以上、合計10件を審議していただくこととなります。

2ページ目に移ります。⑥番として、名簿、議事概要の作成及び公表でございます。委員の指名及び職業は公表いたします。委員会終了後、議事概要を作成し公表するということになっております。

続きまして、大きな2番でございます。再苦情処理会議についてでございます。①といたしまして、会議の内容です。入札及び契約手続に係る再苦情の処理を行います。苦情の内容につきましては、下の四角で囲まれたものが主なものとなると思います。②、開催日でございます。市長から再苦情の審議依頼があったときに開催することになっております。③、提出書類につきましては、再苦情申立書を提出していただきます。④、市長への報告でございます。調査審議を終えたときは意見書を作成し、おおむね60日以内に市長に報告することになっております。⑤、議事概要の作成及び公表でございます。会議終了後、速やかに議事概要を作成し公表するということになっております。

それから、大きな3番、臨時会議でございます。市長が必要と認めるときは臨時会議を開催することができるということになっております。

4番、会議の特例につきましてはです。緊急時ややむを得ない事情により会議が開催できないときは、書面にて会議を開催できるというふうになっております。その結果を次の会議で報告することになります。

3ページ目が入札契約事務の適正化についてのフロー図となっております。事業を行いたい原課が、業者の選定理由を事業担当者から業者選定委員会に説明を行います。指名業者選定を業者選定委員会のほうで行いまして、その結果をもって管財課は入札を行います。入札の結果、事業担当課は契約を締結し、事業の執行を行います。管財課は半年ごとに運用状況を入札監視委員会に報告いたします。入札監視委員会は案件を抽出、担当事業課及び事務局の説明等により審議を行うこととなります。

最後4ページ目でございます。4ページ目は再苦情処理の流れとなっております。申立者は市に対し入札及び契約について苦情申立てを行うことができます。市は申請に対する回答、

もしくは申立却下通知を申立者に送付いたします。事業者は、再度、その通知に対して再苦情を申立てすることができます。その場合、市は入札監視委員会に意見照会を行い、委員会は市に対して意見書を出すこととなります。意見書に基づきまして、申立者に回答することとなります。

以上、簡単ではございますが、概要の説明となります。

梨本委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。皆さん、どうぞよろしくお願いをいたします。

今、部長とそれから課長、ご説明いただきました。このことについてご質問いたします。

まず、今回の条例制定につきましては、かねてより谷原議員もこの第三者委員会の設置について強く要望されてまして、これができるということにつきましてまず歓迎したいといえますか、評価したいと思います。

その上で、もう早ければ昨年度にこういうものの設置というふうなこともできたかと思うんですが、この時期になって条例制定という形になりました。この時期になったという理由について理由があるだろうと思いますが、それをお聞かせいただけたらと思います。それが1点目。

2つ目なんですが、今、部長の説明とか伺ってまして、年に2回と、開催月は1月、7月に開催をされるということなので、おおむね半期ごとというふうなことを伺いましたけれども、一番最初は来年の1月開催になるんですかね。その辺り確認をしたいということと、それから開催頻度はこの2回はもう確実にやりますと、時期もずらさないというふうな理解でよろしいのかということが2つ目です。

それから3つ目なんですが、条文のほうなんですが、第2条なんですが、「委員会は、次に掲げる事務を所掌する」というふうに書いてまして、その中で、「工事等のうち、委員が抽出したのものに関し」云々とありますけども、抽出候補について具体的なことを伺いたいなと思うんですが、例えば委員は有識者でいらっしゃると思いますので、委員の先生方がこれまでの経験によって協議の上で抽出されるのかなと、あるいはもしかしたら市の職員があらかじめアシストされるのかなというふう思うんですが、この辺りの具体的な抽出の仕方といえますか、流れですね。これについてお伺いいたします。

以上です。

梨本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 条例の設置時期がなぜ今なのかというご質問でございます。昨年度中にこの設置を目標として行っておりましたが、当初は要綱等で入札監視委員会の設置等を検討しておりましたが、時期がずれ込みまして、今年度、国土交通省の入札契約改善推進事業に申込みしまして指導、助言等を受けております。その助言をいただきながら、入札監視委員会の制度を進めていたところから、今回、12月の条例で提出させていただくことになりました。

2つ目、委員会がどの程度開催されるかということでございますが、1月に4月から9月、

7月に10月から3月の定例会議を開催するというふうにしておりますので、その時期については必ずこの1月、7月に開催させていただきたいと考えております。今回、条例が制定して初めての、次の1月につきましては、今年度の4月から9月分を開催する予定をしておりますが、なにせ初めての委員会となりますので、委員との関係もございますので、できるだけ開催したいというふうを考えております。

最後、第2条の抽出の方法でございますが、事務局のほうで案件の一覧表を作り、委員の中から抽出される委員を決めさせていただきまして、抽出を委員のほうでやっていただくという形を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。1番にしても、電子入札とかいろいろ今までやらなきゃいけないことがあったんで大変だとも思いますが、今の時期になったと。

それから、あと、これから委員を選んでいただかなきゃならないので大変だろうと思いますが、できる限り1月とかに開催していただけるというふうなことで、よろしく願いいたします。

それから、今、抽出方法について事務局のほうである程度選ばれるというふうには、じゃなくて、ごめんなさい、その辺りもう一回、ちゃんと私が聞いてなかったのかな。もう一回、そこだけ申し訳ないです。

梨本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

最後の抽出方法につきましてでございますが、あくまでも事務局といたしましては、委員の方に条件を均一して選んでいただけるよう一覧は作成いたしますが、これとこれと選んでくださいという意図を示しますと、また市の恣意性等を問われますので、それはないようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 失礼しました。一覧を作成されて、選びやすいように、あくまでもこの条例に書いてるとおり委員が抽出をするということですね。

それで、その上で伺いをしたいんですが、この概要のところ、選定要綱ということで金額が示されているわけでありましてけれども、ちょっと心配をするのは、いわゆる分割発注といいますか、例えば過去にありましたけれども、例えば一般競争入札でやりましたと。ただそこで不落になってしまったので、早いこと什器等を購入しなきゃならない、間に合わないということで、分割をして随意契約をしたとか、あるいは例えば時期を3か月とか契約するのに、1か月ごとに分割をして、つまり本来1つの契約であるべきものを分割にしようというようなことがやはり心配されるわけです。そうすると、こういった入札監視委員会のそういった選定要綱から外れてしまうということも心配をするものでありますが、こういうことにつきましては、それをないように担保しておかなきゃいけないと思うんですが、

これについてはどのようにお考えでしょうか。

梨本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 先ほども申しましたように、対象となる案件は葛城市工事等請負業者選定要綱第8条に規定する審議案件を対象とするものでございます。先ほど委員がおっしゃったとおりの内容でございますが、この入札監視委員会のほうには上がってくる案件にならないということですので、一覧表を作る資料の中に入ってこないというふうになりますので、その辺は担当課、もしくは担当部長がそういうふうな恣意性にならないよう監視、監督をしていただくということになろうかと思えます。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。今の分割発注についたりとかしても、これは直接この入札監視委員会の前段階の話だろうと思いますが、いずれにせよこういう監視委員会がこれから実際にできていくわけですけれども、しっかりと所期の目的、第1条に書かれてる目的が実際のものとなるように、それはお願いをしたいと思えます。よろしくお願いします。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 それではお願いをします。まず、適正化促進に関する法律の中にこういう監視委員会を設置することが望ましいというのは、従来からそういう規定はこの法律にあったんですね。そやけども、設置をしていなかったということやというふうに解釈をします。設置するように指導も受けてたということですね。それで間違いなかったら。それと設置状況ですけども、今回、葛城市はいろんな方のご意見も頂戴しながら設置に至ったと。県内の設置状況について、もし分かるようでしたら教えてください。

それから2点目、第三者機関ということで、私、その第三者機関という言葉をも十分理解してないんで教えていただきたいんですけども、第3条のところに、委員は市長が委嘱するとなっております。通常そういう選び方をされるのかな、そこのところ。第三者機関という言葉と市長が委嘱するというのが、ちょっと私こんがらがって分かりにくいので、そこを教えてください。

それから3点目です。概要についてのこの一番後ろのところに、苦情処理の流れということが記載されてます。この流れからいくと、従来からその苦情申立書という様式はあって、従来はそこで市がその苦情申立てに対して回答を出していつて終わってたけども、この委員会を設置することによって再苦情の申立てという行程が増えてきたと。その監視委員会で再度苦情申立てされた内容について審議するというふうに理解したんですけども、それで間違いなかったか教えてください。

梨本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 入札監視委員会が今までなぜ設置されていなかったかということでございますが、一応、法的な効力はなく努力義務ということで、努力して設置していこうということかと思

ます。奈良県内での入札監視委員会を設置している状況でございますが、現在、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、橿原市の5市が入札監視委員会の設置をされておられます。

それから委員の委嘱でございますが、外部委員会となりますので、市長が委嘱することになるかと思えます。法律、契約の有識者である弁護士、税理士、大学教授、事業経営者、またはその経験者、また土木技術の有識者等を想定しております。幅広い視点から調査、審議を受けることで、発注者の恣意性を排除し、入札の契約、透明性の向上を図ることが適当であることから、様々な分野の学識経験者をバランスよく人選できればと考えております。

苦情申立処理でございますが、今までからこの様式というのは特に定められたものはなかったでございますが、入札の指名基準、それから契約に対して苦情等があまりなかったということでございまして、窓口で指名選定基準等の説明等を行って理解をしていただいて、苦情がそこで終わっていたということが主なものかと思えます。

以上でございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 県内、5つですか、半分ぐらいの市が設置をされておるということでございました。また、義務と申しますか、法律的に縛られることなく任意で設置をするということであったんで、今日まで設置をしてこなかったということでございますので、ご理解をさせていただきました。

それから、第三者機関で通例、ほかの委員会等についても市長が委嘱をしているという、その経緯から今回もそうと、分かりました。

それから、苦情については、従来は苦情を申し立てるというふうな方法は取ってなかったけども、今回新たに入札されて落札できなかった業者と想定していいんですかね。落札者については苦情申立てするというイメージはないんですけど、入札できなかった業者から苦情申立てをされるというイメージでいいんですかね。そこをもう一度お願いします。

梨本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 落札者に対する苦情というのは、契約内容に対しての苦情が多いかと思えます。それからあと、指名競争入札において指名されなかった業者からの指名選定の理由等が主に大きいものかと思えます。

以上でございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。従来からそういうことで、入札業者からそういうふうなことも再三、意見としてあったということかなと推測をしておきます。3点分かりました。ありがとうございます。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。私、2点なんですけど、先ほど吉村委員のほうからもありましたように、その抽出方法なんですけど、これ3名以上の方が委員として今やられるということで

すけど、これ何かその委員の采配によって偏りというか出てくると違うのかなと思ってます。何かこの基準、それは市からこうやって行政のほうから持って行って、これ見てくださいというのも、それもおかしいかなと思うんですけど、何か基準みたいなものは決めといたほうがええのと違うのかなというところは一つ思います。その辺どう考えてはるかお聞かせいただきたいのと、あとこの苦情処理の流れというやつなんですけど、これは1回は苦情を申し立てた人が市に対して言いますよね。それで、これ1回は市がその方に苦情を却下すのか、回答すのかというのを、これ1回はこの手順を踏まなアカんと。何でこれ、もう1回目から入札監視委員会のほうに諮ることはできひんということは、何か理由があるかというところをお聞かせいただきたいです。

梨本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

案件の抽出につきましては、定例会議の2週間以上前に入札の契約方式別一覧表というのを市のほうで作りまして、委員が無作為に選ぶというふうに決めさせていただいております。あくまでも一般競争入札、指名競争入札、随意契約などから1件以上、合計で10件というふうにさせていただいております。抽出の委員様につきましては、市から完全に委員のほうにお任せするという部分も出てくるかとは思いますが、委員からの助言を求められましたときには、こちらからこういう案件についてとか中身についても説明をさせてもらいまして、バランスよく委員様のほうに抽出していただくというふうに考えております。

再苦情につきましては、あくまでも1回目は市から却下通知なり回答をするという流れがありまして、それに対する不服がある場合、再苦情になりますので、最初からこの入札監視委員会に意見を求めるものではなく、最初は市の回答というものを申立者に案内するという形を取らせていただいております。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。苦情処理の流れは、取りあえず入札監視委員会にまず言うんじゃないくて、市できっちりちゃんと見て、それで回答するよということですね。あと、やっぱりその抽出方法は分かっているんですけど、1件以上とか、指名競争とか。じゃなくて、何か決めとかんとバランスが、さっきもバランスよくと言うてはるんですけど、その委員のほんまに采配によって、例えば道路の入札ばかり偏ったりとか、工事ばかり偏ったりとか、何かそういうのが出てきたときにこっちから、もうちょっとこういうふうに見てくださいなというのとか、何かそういうことはできるんでしょうか。いうたら、その調整というか。

梨本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

あくまでも第三者委員会が審議をいただくという案件でございますので、あくまでも市の恣意性というのをできるだけ排除した形で委員のほうに選んでいただきたいというふうに考えております。委員のほうで、あくまでも市に対して中身についてというような助言を求められたときには、市から説明をさせていただき、バランスよく選んでいただけるように努力したいと思っております。

以上でございます。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。ほんなら、バランスよく調整できるということですね。いうたら、もう一応委員のほうに無作為に、無作為というか、一覧があって選んでもらって、この一覧だけで内容まで分からんと思いますやんか、ぼーっと見たときに。だーっと選んだときに、ちょっと偏ってんなみたいになったら、それはそこはもうあかんのですか。いうたら選んでもらってしもうたら、もうそれで終わりか、その辺聞きたいな思っ。

梨本委員長 倉田課長、補足をお願いします。

倉田管財課長 一覧表の中には入札契約の内容が文言で記されておりますので、委員が見れば、これは工事であるとか、委託業務であるとか、修繕であるとかというのは分かっただけと思っておりますので、工事ばかり抽出するということがないと考えておりますので、その辺はバランスよく選んでいただけるものと考えております。

以上でございます。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 結局、その委員に人にしっかりと見てもらって、バランスよくしてもらおうということだけになってしまうということですね。分かりました。ちょっとその辺がまだ、1回やってみて、どれぐらい偏ってくるのかというのもずっと注視していかなんかなと思います。

以上です。

梨本委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの西川委員の質問に対して管財課長が答弁させていただいたところでございますけども、補足説明をさせていただきたいと思っ。

まず、その案件が偏らないかということでございますが、この説明資料概要の一番下の部分に書いてございますように、抽出を行う委員は、その抽出事案の説明書というものを作っただけで、その会議に諮っていただくということになるかと思っ。その会議が開催されたときに、あまり偏った内容ですと他の委員からの質問等が出てくるのが想定されております。それで均衡が図れるかなというところと、あと実際、運用してみないと分からない部分もございすが、あまりにもそういった偏りがあるようでしたら、市のほうから、例えば大きなくくりでこういったテーマについて見ていただいて抽出をお願いしますというぐらひのことは言えるのかなというふうにご考慮のところでございます。

梨本委員長 西川委員、よろしいですか。

西川委員 はい。今ので分かりました。

梨本委員長 それでは、ほかに質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 これ、規則はまたこの後、今、検討中ということにされるんですね。

吉村部長、お願いします。

吉村総務部長 説明の中で分かりにくい表現やったかと思っけども、この資料に書かれてる概要

というのが、条例とそれから施行規則に規定するような内容を箇条書きというか、分かりやすく整理したものでございます。ですので、規則というのは条例とセットで制定をする予定となっております。

梨本委員長 ほか、委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員長を交代いたします。

(正副委員長交代)

松林副委員長 梨本委員長。

梨本委員長 今の説明で大体私も理解して、これからスタートしていくことですので、やっていく中で運用も変えていかれるのかなというふうに思います。

1点だけ気になったのが、先ほど吉村委員もおっしゃったんですけれども、分割発注の件なんです。せっかくこうやって入札監視委員会を設置して、いろんなところを目を光らせていこうとなったときに、実際のテーブルに上がってきたときにその委員の方がよく分からないということになってしまいますと、問題かなというふうに思うところがございます。ですので、先ほど規則のほう、もう別に私、作られる中で分割発注の禁止であるとか、そういった文言も入れられるのかなと思ってたんですけれども、そういったこともないということですので、その辺の担保のところだけ、先ほどは担当課のほうでしっかり監督、監視していくということでしたけれども、基本的にそういったことが起こるのはやっぱり担当課で何らかの事情があって起こると思いますので、その監視とか監督機能は私、働かないと思うんです。その辺について、どういった抑止策なんかを考えておられるのかお聞かせいただければと思います。

松林副委員長 吉村部長。

吉村総務部長 先ほど管財課長が、そういった形で担当部課のほうでチェックをするということでした。それとは別に、副市長がいろいろ考えていただいて契約管理シートというものができまして、予算が付いた時点でそこに入力をしていくんだというふうな運用をさせていただいておりますので、そこで一旦予算が付いて、これぐらいのロットでという事業がございましたら、多少の増減はあろうかと思いますが、それが基本的には1本の発注というように感じに受け止め、チェックを随時していきたいなと考えておるところでございます。

松林副委員長 梨本委員長。

梨本委員長 ありがとうございます。理解いたしました。副市長の下で、いろいろそういった改革もしていただいているということですので、しっかりとそういった監視の目も光らせていただきたいということをお願いしておきます。

(正副委員長交代)

松林副委員長 正副委員長、所定に復位をいたしました。

梨本委員長 ほか、質疑等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号、葛城市行政組織条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第63号、葛城市行政組織条例の一部を改正することについて説明させていただきます。

本定例会の初日に配付いただいております新旧対照表とお手元に配付の組織機構見直し(案)を参照いただきたいと思います。今回の改正につきましては、本市の今後の課題に向けた行政機能の強化や効率化、また市民サービスの維持、向上、充実のために本条例を改正し、組織機構の改編を行おうとするものでございます。

改正内容を説明させていただきますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。表の左側が改正前で、右側が改正後となっております。改正部分にはアンダーラインを引くとともに、改正後は赤字で表記しております。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。まず第1条の改正でございます。部の設置ということで、新たに財務部を設けるものでございます。次に第2条でございます。新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。第1条で新たに設ける財務部の事務分掌を定めるもので、現在、総務部の事務分掌となっております第2号の予算その他財務に関することと、第7号の市税の賦課及び徴収に関するものを削り、新たに財務部の項を設け削った2つの号を財務部の事務分掌として規定するものでございます。これらの改正によりまして、本市の将来に向けた計画的な財政運営の強化とさらなる財源確保に努め、行政サービスの維持、向上を図ろうとするものでございます。

次に、新旧対照表の3ページの中ほどをご覧くださいと思います。市民生活部の項に、新たに第9号として総合窓口に関するものを加えるものでございます。これは、現在進めております当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編の一環として、当麻庁舎における市民サービスを維持するため、当麻分庁舎に設置する総合窓口を課として設置することにより、総合窓口業務に対する職員の配置及び柔軟に効率的にできるようにし、より充実した市民サービスを提供できるようにするものでございます。

次に、その下の部分でございます。こども未来創造部の項に、新たに第3号として就学前の子どもに関することを加えるものでございます。これは、令和4年度から新たに認定こども園を設置することに伴い、小学校就学前の幼児に係る保育所、幼稚園、認定こども園に関する事務を一括して行うことにより、保護者の方々の利便性の向上やサービスの充実を図るものでございます。

最後に、新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。附則として、この条例は令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条、市民生活部の項の改正規定、すなわち総合窓口に関する規定は令和4年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

梨本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 総務部に関しては、この財務部を独立させるというのはご理解させていただきます。総合窓口に関するということという新たな顔を設置していただくということで、説明していただきましたように当麻庁舎の分庁舎に総合窓口課を独立させると。私、この総合窓口課の業務に関しては、従来の当麻庁舎で行われておりました窓口業務の延長線上かなと。それにリモート等、サービスの向上、出向がなくても当麻分庁舎から全ての相談事ができる、全てといいますか、充実を図るためということでございますけれども、基本的なところは、市民窓口課という課があって、新たに総合窓口課、課が独立してしますので、部長は一緒やから、その辺のバランスは取るというふうに理解しますけども、同じ市民に対する窓口業務のサービスの提供に関しては共通であるべきやなど。ところが、課を別につくるということになると、そのサービスに違いが生じないかなというふうな懸念をします。

といいますのは、総合窓口課は課長が当然おられて、分庁舎の一角に課長の席があって、課長の指示、命令等もあって、それなりの総合窓口課としての業務を遂行されると。片や新庄庁舎にも市民窓口課の課長がおられて、課長の若干の考え方の違いといいますか、指示の仕方の違いによって、同じサービスが統一されて提供されないという懸念も、私、なきにしもあらずやと思います。同じ業務、同じような業務の中で、課を2つに分けておられる。離れてるからということも十分理解した上でなんですけど、私が懸念するのはそういう場所によって窓口のサービスに差が生じないかなという懸念でございます。

現に、はっきり申し上げて、新庄庁舎の市民窓口業務に関して、住民票の発行依頼をされた住民の方から、窓口で立って待っててもなかなか職員が対応してくれなかったと、後ろから来た人がその申請用紙を出して、その方が先に発行してもらったとか、そういう苦情も私のほうにも聞いておりました。

そういうことも含めて、私は市民窓口業務の一つのサービスの向上、私、これいろいろ市の、一緒やというものの、考え方として気づいたんですけども、ほとんどの業務はそういうジャンルに入らないと思うんですけども、市民窓口業務が、これ行政サービスという言葉で

片づけたら終わりなんですけども、ある意味、お金をもらって書類を発行するというサービス業務になるのかなど。ある意味、お金もらってるんですから、サービスなんですね。ところが、ほかの業務に関しては住民の方のいろんな相談に応じるとかという、ちょっと立場が違ったり、私はそういうお金をもらって業務をしてるんだという商業的な感覚を持つ必要があるのかなど。そういう意味でも、少し部署の教育といたしますか、考え方といたしますか、対応の仕方といたしますか、そういうものを統一化、均一化の向上を願うわけでこんなことを申し上げてるんですけども、バランスが取れますというふうなことであれば、それもそうであらうかなと思いますけども、独立させて窓口業務に関する課を2つつくった理由について、もう一度お尋ねいたします。

梨本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの増田委員のご質問、まず総合窓口なんですけど、そもそも総合窓口とは市民のライフイベントに伴って必要となる手続を1か所で1度に行うサービスの提供のことを指しております。まず、葛城市では総合窓口につきましては、戸籍、住民票の手続のほかに、国民健康保険、年金、福祉医療、高齢者福祉の手続、障害者福祉の手続等を、総合窓口を設けて當麻庁舎で行ってございました窓口サービスの全てにつきましてICTを活用した形で対応するという考えで行っております。

なお、増田委員おっしゃいました総合窓口課と市民窓口課の関係なんですけども、総合窓口は1か所で全ての異動処理を行うと、その中には各課市民窓口課、保険課、長寿福祉課、社会福祉課などの手続の異動処理なども全て行いますので、その中で特に市民窓口課の業務が一番多く中心になると考えております。その中で、最終責任者として課長は2人、総合窓口課長、市民窓口課長がおられるという形になるとは、今の時点では規則になりますので考えておりますが、その最終責任者は市民窓口課、保険課なり、システムが同一のシステムが使えますので、しっかりと責任の所在を明確にして、またサービスについても同じような當麻総合窓口と新庄庁舎にある市民窓口課とは違うような形にならないということで進めておるところでございます。

以上でございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 先ほども申し上げましたように、総合窓口、この名のとおり、幅が広がった市民窓口課というイメージやなというふうに思います。いずれにしても、総合窓口課はそれ以外の課の業務も担うというふうな、ちょっと幅の広いジャンルになるので、市民窓口課と同じ立場ではないことは承知してるんですけども、その中の窓口業務に関することについては分庁舎でご依頼される内容も新庄庁舎でご依頼される内容も一緒ですので、そのサービスの差が出ないような総合窓口課と市民窓口課の連携は密に取っていただく、もしくは先日、當麻分庁舎で現場のほうを聞かせていただいたら、来られた方のさばきといたしますか、順番といたしますか、そのエントリーの仕方といたしますか、それが何かボタンで押して順番カードを発行させる。新庄庁舎もそういうことが住民サービスの提供のスムーズな流れにつながるのであれば、

新庄庁舎にもそういうシステムを導入する必要があるのかなど。そういうバランスを十分配慮していただいて、この2つに分かれた窓口業務を統一化していただきたいということをお願い申し上げます。

梨本委員長 それでは、ほかに質疑はございますでしょうか。

西川委員。

西川委員 また2点なんですけど、単純な話、このこども未来創造部とあるんですけど、こどもみらい課、こども・若者センターと、子どもが今、3つぐらい出てきよるんですけど、いうたら何で漢字と平仮名と、ここは何か意味があるのかというところなんです。僕、こどもみらい課なんか全部平仮名でもええかなというぐらい柔らかいイメージで、だからその意味があるのかというのと、あと今度また磐城認定こども園できるけど、これはこどもみらい課になるんですかね。その2点です。

梨本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの西川委員のご質問、名前の表記についてでございますが、あくまでこれは今の現時点での案ですので、子どもの部分、「子」が漢字なのか平仮名なのか、またこの名前っていくののかも含めまして今後検討することになっております。

以上、よろしくお願いします。

梨本委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

磐城認定こども園の事務なんですけれども、委員おっしゃるとおり、こどもみらい課の所管ということで考えております。

以上です。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 所管の話は分かりました。ただ、もう一回、この「子ども」というやつを、そういう決まってるのでとかじゃなくて、お母さん方にとってとつきやすいとか、そういうので平仮名にしますとか、何かそういう意思がなかったらあかんのかなと思うので、まだ決まってるのでとかじゃなくて、そういうところも含めて、あとこの商工観光プロモーション課というのも結構攻めてて好きやなと思いますし、そういうところも含めて全部きっちり考えて、課の名前を考えていってもらえたらなと思います。これは意見です。

梨本委員長 それでは、ほかに質疑ございますか。

吉村委員。

吉村委員 私は、総務部を財務部と分けられることについてお伺いをいたします。今回こういうふうに分けられたのは、特にやはり総務部というのは仕事量といいますか、それも多いですし、それから守備範囲も広いということで、特に財務の問題を強化したいということで財務部に割られたんじゃないかなというふうに理解するものでありますけれども、いま一度この分けた理由、この時期に分けた理由ということをお伺いしたいのと、それからあと、今までは総務部長が財務も総務も両方所管されてたというか、掌握をされてたわけですけども、これが

ら分かれることによって2人の部長ができて2つの別の組織になりますので、そのデメリットとして一般的に考えられるのは、今まで一体化して意思の疎通が行われていたものが、それが疎遠になる心配、そういう懸念もあるかなというふうなことを思うんです。これについて、もちろんそのデメリットについてもあるということは検討されてたんじゃないかなと思うんですが、これについてのお考えをお伺いしたいと思います。

それからあと、やはり仕事量とかいうふうなことで、あと人的にも総務部、財務部を足した数が、今後、総務部は今までよりもちょっと人的に手厚くなるのか、その見通しについてもお伺いいたします。

梨本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお伺いいたします。

ただいまの吉村委員のご質問なんですけども、まず総務部から財務部ができた背景といたしましては、地方財政が仮に悪化すれば、社会保障、教育など行政サービスの大幅なカットが行われたら市民に大きな影響があるということも今後危惧されますので、そのようなことがないように財政部門を総務部から独立させまして、効率的な行財政運営を行いまして機能強化を図るとというのがまず財務部ができた目的でございます。

それと、財務部と総務部の連携ですよね。それにつきましては、もともと同じ部でやっておったのが分かれたという部分については、事務分掌上ではきっちりともともと分かれておりますので、連携についても今までどおり行えるかということで進めるということになると思います。

それと人的な分については、また今後、組織ができてから人的な配置を検討するという流れになりますので、今の時点ではお答えすることができませんので、ご了承願います。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 今の説明、よく分かりました。まず、財政部門、これを強化したいというふうなことがそもそもあったということで理解いたしました。今まで、私の印象としては、管財課もそれから税務課のほうも今まで総務部に入っていましたので、その中で一体的にやってるというイメージだったんですが、そもそも別物であったというふうなことをご説明いただきましたので、これも理解いたしました。ありがとうございます。

梨本委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

川村委員。

川村委員 2点お伺いをいたします。この見直し（案）のほうを見ますと、全体に分散した課、分散した部というか、もちろん総務、財政、分散してます。総合窓口課と先ほどから議論ありました。これはもう當麻庁舎のそのものやというふうに捉えておりますけれども、全体的にいろんな、今までは部としてあった部分が分散してというか、統合してるという全体として眺めてるんですけども、職員の配置ですね。ここが一番難しい課題になると思います。特に総合窓口課、當麻庁舎に配置される人というのはそれなりの人数が要するというふうにも聞いておりますので、その職員配置は難しいと思いますけども、全体的にはこれでバランスが取れ

るのかどうか。これはアバウトな表現ですけれども、取れるのかどうかというところですね。きっちり算出されてるのかどうかということが1点。

それから、先ほどから子ども未来創造部のお話が出ておりますけれども、子どもみらい課、子育て支援課、子ども・若者サポートセンター、これ今、我々議会としてはどういう内容かというのはある程度捉えてるんですけども、市民に分かりやすい課というか、そういう誘導というのが一番大事かなと思うんです。今まで待機児童のことを聞きに行くのを子育て福祉課に行ってたわけですよ。その辺の区別を、市民にとって分かりやすい市役所にならないといけないので、その辺り、例えば業務的な案内とか、そういったものの工夫がされてるのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

梨本委員長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。ただいまのご質問のうち、職員の配置の関係でございますけれども、全体を見渡して適正な人員配置を行いたいと思っております。

それとあと、総合窓口に関しては市民窓口課であったり、それぞれの課の業務が複数入ってきますので、それに対応できる人を適正に配置したいと考えております。

以上でございます。

梨本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの川村委員のご質問ですけれども、市民にとって分かりやすい案内や手続きができていいのかということなんですけれども、これからまた分庁舎にも引越することになるので、またご意見として伺っておきますので、また対応していきたいと思っております。

以上です。

梨本委員長 川村委員。

川村委員 當麻庁舎のほうの人員配置が、要するに出入りがあると、動きがあるようなイメージを私は持っているんですけど、市民にとって、たまたま行ったときにほとんど人がいなくて非常に用事がなかなか伝わりにくかったりというトラブルにならないような、実際には本庁舎のほうに人が配置されて動くということも今、答弁でありましたので、常時満杯になってるということはないのかなとも思います。それによって、やっぱりこの分庁舎機能というのは手薄にならないようにしていただきたいということを要望しておきます。

それから、子ども未来創造部ですね。要するに子ども・若者サポートセンターはもう違う建物にあって、今度、分庁舎の2階にあと2つが設置されるということになると思っておりますけれども、やはり今までよりも分かりにくい場所にもあります。この分庁舎エリアにいる人はある程度頻度があつて分かりやすいかもしれないけれども、どの方がご利用になるか分からない。南のほうから来られる市民もいらっしゃいますので、その辺はもう外に印をさせていただくとか、できるだけ誘導、ただでも図書館の後ろにある分庁舎ですので非常に分かりにくいところですので、その辺りはしっかりとご案内ができるような体制は取っておいていただきたいなということを意見として述べておきます。

以上です。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 今、川村委員のお話も受けまして、私のほうは関連して要望をお願いしたいと思います。

西川委員、それからあと増田委員も触れられておりましたけれども、やっぱり名前という、特に行政の名前、これはかっこいい名前が付けば非常にいいなと単純に思ってしまいがちなんですが、特に皆さん、行政のプロでいらっちゃって、かつ我々も常々行政のことを見聞きしてますので、なかなかぴんと来ないんですが、初見の一般の市民の方がご覧になってすつと入ってくるという名称を、ぜひとも再検討していただきたいと思います。確かに、先ほど増田委員がおっしゃった市民窓口課と総合窓口課、私どもは分かっているから別物やということとはすぐ分かるんですけど、言われてみればというところもあります。なかなか難しいところはありますけれども、この辺り、特に子どもの「子」が漢字か平仮名かとかいうことも、これも確かにあれっというところもあるかもしれませんので、一般市民目線で再度ご検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 これ、この条例の範囲なんでしょうかね。このA3のやつの黄色い部分も議論の対象ですか。

梨本委員長 基本的には条例対象内ということになってますが。

増田委員 結構ですけども、ちょっと立ったついでに聞きたいと思ったんです。この表を見る限り、条例の範囲内では新しくつくるということを先ほどから議論してたんですけども、全体として見た場合に、生涯学習課、それから環境課、長寿福祉課等が新たに出生等を所轄するというふうに変えられてるという、いいんですかね。ここ、よろしいか。

梨本委員長 結構です。

増田委員 クリーンセンターは環境課の下で、これ結局は課長の下にクリーンセンターの所長が付くというイメージ、それぞれがそういうイメージになんのんかというのが1つです。というのは、生涯学習課ですと、中央公民館、文化会館、図書館、歴史博物館と、建物の数で言うたら5つですか。それぞれの館長がおられるようになんのんか、そこのところは分からないんですが、非常にボリュームがでかいなど。クリーンセンターにつきましても、非常に難しい部署で、いろんな契約事務であったり問題も多く抱えてるというふうなこと、その辺のところがこのスリム化、課の数を減らすということがいかなもんかなと心配をしてるんですけども、その辺のご所見をいただけますか。

梨本委員長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。ただいまの増田委員のご質問でございますけども、いわゆる教育委員会の出生機関、今現状、課長職で館長とか所長とか置いております。現状の課長、館長職はそのままおりますので、そのまま設置したままになると思います。

それから、教育委員会の組織関係でございますけども、今現状の組織規則でも生涯学習課の所管として、中央公民館、新庄文化会館、當麻文化会館になっております。そこに図書館

と歴史博物館を追加するということになるだけでございまして、特に今すぐにどうのこうのという変更になるというのではないように思っております。

以上でございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 現状のままでいくけども、管轄からいくと生涯学習課の管理の下に、館長が課長という身分であるけども生涯学習課の傘下で業務をするということかな。なかなか難しいな。そやけども、最終の目的は、最終の目的というか、1つの目的は課の統合をして組織のスリム化を図ろうというのも私はあると思うんです。そやから、今の館長に、明日から役付け外すよとそんなことでけへんから、段階踏んでやるけども、最終目的としては多くある課を課長職の人数を今後の職員の年齢の人員も見たときに不足するであろうというようなことも想定して、こういうふうにスライドしていこうかなというふうなお考えかなと私、推測するんですけども、ただ先ほど申し上げました、従来から旧の新庄町の時代からもお聞きをしてます、その非常にボリュームがあって仕事量に関しても精神的にも肉体的にも厳しい職場というのがございます。クリーンセンター等についてはもうその最たるもんやというふうに思います。こういったもんが環境課の傘下でというふうな考え方でいいのかというのはちょっと懸念をするので、その辺のところもまた今後ご検討いただく要素になんのかなというふうに思いますので、お願いだけしておきます。

梨本委員長 これ、あくまでまだ案ですね。まだ内部で今後また委員の意見なども尊重していただきながら、またご考慮いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しましたので、本日の委員会での審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可いたします。

杉本議員。

(杉本議員の発言あり)

梨本委員長 ほかに委員外議員からの発言の申出はございませんか。
谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

梨本委員長 ほかに委員外議員からの発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日、2つの議案ということでございます。非常に内容も濃く、皆様の意見たくさん出たものと思いますので、理事者の皆様におかれましては今日の意見を反映していただいて、更によりよい市政運営のために進んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時55分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

梨本 洪珪

総務建設常任委員会副委員長

松林 謙司